

止水板設置補助金 申請の流れ

※補助対象とならない場合がありますので、事前に危機管理課へご相談ください。



申請者

四日市市

① 交付申請書の提出

【提出書類】

- ☐ 四日市市止水板等設置補助金交付申請書(第1号様式)
- ☐ 収支予算書(別紙1又は別紙2)
- ☐ 申請地の位置図
- ☐ 止水板設置場所の平面図
- ☐ 止水板の構造図(仕様書・パンフレット等)
- ☐ 止水板設置工事・購入の見積書
- ☐ 土地及び建物の登記事項証明書
- ☐ 止水板設置場所の工事・購入着手前写真
- ☐ 完納証明書(申請日から3か月以内のもの)
- ☐ 収益事業を行っていないため法人市民税を課税されてない法人の申請者にあつては、その旨の申述書
- ☐ 四日市市止水板等設置工事・購入承諾書(第2号様式) ※土地・建物所有者と申請者が異なる場合のみ



② 交付決定通知書(郵送)



③ 工事着手・製品購入



④ 実績報告書の提出

【提出書類】

- ☐ 四日市市止水板等設置補助金実績報告書(第7号様式)
- ☐ 工事・購入完了写真
- ☐ 支払いを証明する書類(領収書の写し等)
- ☐ 収支決算書(別紙3又は別紙4)



⑤ 補助金交付確定通知書(郵送)



⑥ 請求書提出 ※第9号様式



⑦ 補助金の支払い(振込)

交付決定通知書が到着するまで、工事着手・製品購入はしないでください！

Q&A

Q. 対象地域は限られているのか？

A. 限定しておりません。四日市市内であれば全域が対象です。

Q. 止水板はどこで購入できるの？

A. 止水板は、インターネット等で製品情報を調べたうえで、メーカーや販売事業者にお問い合わせして購入する方法が一般的です。また、ホームセンターでの取扱いは店舗によって異なります。※市では業者の紹介は行っておりませんのでご了承ください。

Q. 住宅でなく店舗だが、補助を受けられるのか？

A. 建築物の用途に制限はありません。住宅・店舗・事業所等が対象です。※仮設建築物は対象になりません。

Q. 市内に複数の住宅を所有しているが、空き家にも補助金は受けられるのか？

A. 補助金は市内にある住宅・店舗・事業所等を対象としているため、空き家も対象となります。

Q. 補助金を受けた止水板を処分したいが可能か？

A. 補助金を受けた止水板は、原則として10年間は処分・廃棄しないようお願いします。ただし、故障・破損などやむを得ない事情がある場合はこの限りではありませんので、処分前に危機管理課へご相談ください。

Q. 法人や自治会、管理組合でも申請可能か？

A. 申請可能です。申請内容を確認するため、事前に危機管理課にご相談ください。

Q. 自作の止水板でも対象となるのか？

A. 自作の止水板は対象外です。

